

「福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」

(令和8年4月1日施行)の改正概要について

駐車場法施行令の改正に伴い、福岡市の附置義務条例を改正しました。

主な変更点は以下のとおりです。詳細は『「福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の取扱いについて(手引書)令和8年4月1日改正』をご参照ください。

— 条例改正に伴う主な変更点 —

○特定用途への共同住宅の追加(手引きの掲載頁:p5)

駐車場法施行令の改正に伴い、「共同住宅」が特定用途に分類されますが、共同住宅の附置義務全台数の算定式はこれまでと同様、非特定用途と同じ算定式となります。

○車椅子利用者用の附置台数の算定方法(手引きの掲載頁:p6)

福岡市福祉のまちづくり条例施行規則の改正に合わせて、車椅子利用者用駐車施設の算定式が変更になります。

○共同住宅における荷さばき用駐車施設の附置(手引きの掲載頁:p7)

共同住宅における荷さばき用駐車施設の設置に努める必要があります。

○増築等を伴わなくとも現行条例への適用を導入(手引きの掲載頁:p9)

既存の建築物について増築等を伴わなくても、現行条例への適用が可能となります。

○振替・緩和規定の導入(手引きの掲載頁:p10)

既存の附置義務駐車場について利用実績に応じて乗用車から二輪車など他の駐車施設へ振替が可能となります。また、共同住宅においては、利用実績に応じて台数を緩和(減少)することが可能となります。

○車路の運用見直し(手引きの掲載頁:p12)

駐車マスの面積合計が500㎡未満の場合においては車路の規定を一部緩和します。

○隔地要件の追加(手引きの掲載頁:p22)

隔地駐車施設の該当要件を追加しています。

○公共交通利用促進(手引きの掲載頁:p23)

公共交通緩和措置による低減率の上限値が緩和されます。また、一部項目の低減率見直しと、新たな項目が追加されます。